

担すべき納付金とし、その額は、政令で定める
金額をこえることができない。

3 中央会は、第一項の認可を申請しようとする
ときは、あらかじめ、広く清酒製造業者の意見
を聞くよう努めなければならない。

4 中央会は、第一項の規定により大蔵大臣の認
可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る
納付金の額を公告しなければならない。

5 第一項の規定により賦課された納付金の算定
について不服がある者は、大蔵大臣に対し、行政
不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)によ
る審査請求をすることができる。

第八条 中央会は、前条第一項の規定により納付
金を賦課された清酒製造業者がその納期限まで
に納付金を納付しないときは、督促状によりそ
の納付を督促しなければならない。

2 中央会は、前項の規定により督促したとき
は、その督促に係る納付金の額に納期限の翌日
からその納付の日までの日数に応じ年十四・五
パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞
金を徴収することができる。

(大蔵大臣の納付命令等)

第九条 前条第一項の規定による督促を受けた清
酒製造業者がその督促に係る納付金及び延滞金
をその督促状を発した日から起算して一月を経
過した日までに納付しない場合において、第三
条第二号に掲げる事業の遂行に支障を生じ、又
は生ずるおそれがあると認められるときは、大
蔵大臣は、中央会の申請により、当該清酒製造
業者に対し、期限を指定して、当該納付金及び
延滞金を納付すべきことを命ずることができ
る。

2 前項の規定による大蔵大臣の命令を受けた清
酒製造業者がその指定の期限までに納付金及び
延滞金を納付しないときは、当該清酒製造業者
は、酒税法第十二条の規定の適用については、
酒税に係る滞納処分を受けた者とみなす。

(区分経理)

第十一条 中央会は、保証事業等に係る経理につい
ては、その他の経理と区分し、特別の会計を設
けて整理しなければならない。

(事業計画等の認可)

第十二条 中央会は、毎事業年度、保証事業等に
係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成
し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣の認可
を受けなければならぬ。これを変更しようと
するときは、同様とする。

(事業報告書等の提出)

第十三条 中央会は、毎事業年度、保証事業等に
係る事業報告書、財産目録及び収支計算書を作
成し、当該事業年度終了の日から三ヶ月以内に大
蔵大臣に提出し、その承認を受けなければなら
ない。

(監督)

第十四条 大蔵大臣は、この法律を施行するため
必要があると認めるときは、中央会に対し、保
証事業等に関する監督上必要な命令をすること
ができる。

第十五条 保証事業等の廃止に伴う第十条の特別
の会計に係る残余財産の帰属その他の措置につ
いては、別に法律で定める。

検査をさせる場合について準用する。

(事業の廃止)

第十六条 大蔵大臣は、政令で定めるところによ
り、この法律に基づく権限の一部を国税局長官
に委任することができる。

(権限の委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、保証事
業等に係る財務及び会計に関する事項その他こ
の法律の実施について必要な事項は、大蔵省令
で定める。

(罰則)

第十八条 第十四条において準用する酒類業組合
法第九十一条第一項の規定による報告をせず、
若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定によ
る当該職員の質問に對して偽りの陳述をし、若
しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは
忌避した者は、十円以下以下の罰金に処する。

2 中央会の代表者、代理人、使用人その他の從
業者が、保証事業等に關して前項の違反行為を
したときは、その行為者を罰するほか、中央会
に對して同項の罰金刑を科する。

第十九条 次の各号の一に該当する場合には、そ
の違反行為をした中央会の役員は、一万円以下
の過料に處する。

1 清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十
五年法律第○号)第三条第一号(中央会の事
業の範囲の特例)の事業

2 同法第二条第一項(定義)に規定する中央
会

清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十 五年法律第○号)第三条第一号(中央会の事 業の範囲の特例)の事業	同法第二条第一項(定義)に規定する中央 会
---	--------------------------

理由

最近における清酒製造業の經濟的諸条件の著
しい変化に対処して、その經營基盤の安定及び酒税
の確保に資するため、中央会の事業の範囲を拡大
して清酒製造資金の融通の円滑化及び清酒製造業
の整備合理化に關する措置を講ずる必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

は不正の公告をしたとき。
三 第十三條第一項の規定による大蔵大臣の命
令に違反したとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中央会のこの法律の施行の日を含む事業年度
の保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資
金計画については、第十一條中「当該事業年度
の開始前に」とあるのは、「保証事業等の開始の
時まで」と読み替えるものとする。

3 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一
部を次のように改正する。

別表第三中日本育英会法(昭和十九年法律第
三十号)第十六条第一項第一号(学資の貸与)の
業務に關する文書の項の前に次のよろに加え
る。

二 中央会のこの法律の施行の日を含む事業年度
の保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資
金計画についても、同法第十一條第一項第一号(学
資の貸与)の業務に關する文書の項の前に次のよ
ろに加えられる。

三 第十三條第一項の規定による大蔵大臣の命
令に違反したとき。

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

第一条の見出しを「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における特別措置法による退職年金等の額の改定」に改める。

第一条の二に見出しとして「昭和四十四年度における特別措置法による退職年金等の額の改定」を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の三の仮定俸給(同条第二項の規定又は同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の四」と読み替えるものとする。

第二条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の三の仮定俸給(同条第二項の規定又は同条第三項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の四に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円をえた額)

二 病院年金 十五万七千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。

第三条の見出し中「旧法」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧法」に改める。

第三条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における旧法による年金の額の改定)を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の三 第一条の三の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る)の額の改定について、第二条の三の規定は、前条の規定の適用を

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(前項第一号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の見出し中「特別措置法」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における特別措置法」に改める。

第二条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)」を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の三の仮定俸給(同条第二項の規定又は同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定されたものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の四」と読み替えるものとする。

第二条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の四に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円をえた額)

二 病院年金 十五万七千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。

第三条の見出し中「旧法」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧法」に改める。

第三条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における旧法による年金の額の改定)を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の三 第一条の三の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る)の額の改定について、第二条の三の規定は、前条の規定の適用を

1 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 十二万円

2 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 六万円

受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条の見出し中「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における昭和三十五年三月」に改める。

第四条の二に見出しとして「（昭和四十四年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定）を附し、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十五年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定）

第四条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を第四条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・一」とあるのは「一・五七四七」と、同項第二号中「仮定俸給年額」とあるのは「仮定俸給年額で

四十五年法律第一号）附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに對応するこれららの表の下欄に掲げる仮定俸給年額」と、同項第三号中「仮定俸給」とあるのは「仮定俸給で

第四条の二第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の四の上欄に掲げるものに對応する同表の下欄に掲げる仮定俸給」と読み替えるものとする。

2 第一条第六項並びに第一条の三第一項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第四条第七項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける年金の額の改定及び第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用について準用する。

第五条の見出し中「昭和四十三年九月三十日以前」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における昭和三十五年四月以後」に改め、同条第一項中「及び次条第二項」を「、次条第一項及び第五条の三第一項」に改め、同条第三項中「及び次条第二項」を「、次条第一項及び第五条の三第二項」に改める。

第五条の二に見出しとして「（昭和四十四年度における昭和三十五年四月以後の新法による年金の額の改定）を附し、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十五年度における昭和三十五年四月以後の新法による年金の額の改定）

第五条の三 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を第五条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、第四条の三第一項後段の規定を準用する。

2 前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の補視等の年金で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の三第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第七条中「第五条の二」を「第五条の三」に、「第三条の二」を「第三条の三」に改める。
別表第一の三の次に次の一表を加える。

別表第一の四

別表第一の三の仮定俸給	仮定俸給
一一、四五〇円	一三、五四〇円
一二、七九〇	一三、九一〇
一三、〇九〇	一四、二三〇
一四、二五〇	一四、七〇〇
一四、九四〇	一四、九八〇
一五、六七〇	一五、五〇〇
一六、三八〇	一六、二五〇
一七、一一〇	一七、八一〇
一七、八三〇	一八、六一〇
一八、五五〇	一九、三八〇
一九、〇二〇	一九、三八〇
一九、四八〇	二〇、一八〇
二〇、〇二〇	二一、七八〇
二〇、七七〇	二二、五六〇
二二、四一〇	二三、二八〇
二二、七六〇	二三、九五〇
二三、五一〇	二四、七五〇
二四、三一〇	二五、五七〇
二五、一三〇	二六、五四〇
二六、一六〇	二七、三三〇
二六、七九〇	二八、四五〇
二七、六三〇	二九、一三〇
二八、四四〇	三〇、〇五〇
二九、〇七〇	三〇、九三〇
三〇、四九〇	三一、七〇〇
三一、七三〇	三二、一大〇
三三、三八〇	三四、五〇〇
三五、二〇〇	三六、二九〇
三六、一三〇	三八、二八〇
三七、〇一〇	三九、二八〇
三八、二九〇	四〇、二五〇
三九、〇九〇	四一、六四〇
四〇、二九〇	四二、五四〇

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の三の仮定俸給の額が一二・四五〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の三の次に次の一表を加える。

別表第一の四の下欄に掲げる仮定率

八三、五七〇円以上のもの	一一一・〇割
七八、八四〇円をとえ八三、五七〇円未満のもの	一一一・八割
七三、四七〇円をとえ七六、八四〇円以下のもの	一一四・五割
七〇、八〇〇円をとえ七三、四七〇円以下のもの	一一四・八割
四九、五三〇円をとえ七〇、八〇〇円以下のもの	一一五・〇割
四七、一八〇円をとえ四九、五三〇円以下のもの	一一五・五割
四二、四四〇円をとえ四七、一八〇円以下のもの	一二六・一割
三四、五〇〇円をとえ四二、四四〇円以下のもの	一二六・九割
三三、一六〇円をとえ三四、五〇〇円以下のもの	一二七・四割
三〇、九三〇円をとえ三三、一六〇円以下のもの	一二七・八割
三〇、〇五〇円をとえ三〇、九三〇円以下のもの	一二九・〇割
二九、一三〇円をとえ三〇、〇五〇円以下のもの	一二九・三割
二五、五七〇円をとえ二九、一三〇円以下のもの	一二九・八割
二二、五八〇円をとえ二五、五七〇円以下のもの	一二〇・二割
二一、七六〇円をとえ二二、五八〇円以下のもの	一二〇・九割
一一、一八〇円をとえ二一、七六〇円以下のもの	一二一・九割
一〇、六八〇円をとえ一一、一八〇円以下のもの	一二一・七割
一〇、一八〇円をとえ一〇、六八〇円以下のもの	一二一・〇割
一九、三八〇円をとえ一〇、一八〇円以下のもの	一二一・四割
一八、六一〇円をとえ一九、三八〇円以下のもの	一二一・五割
一八、六一〇円以下のもの	一二一・一割

別表第四の三の次に次の一表を加える

障害の等級	年金額
一級	五〇六,〇〇〇円
二級	四一〇,〇〇〇円
三級	三一九,〇〇〇円
四級	二四八,〇〇〇円
五級	二〇〇,〇〇〇円

五 級

級

一九二、〇〇〇円
一四七、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一八八、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一八八、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第一条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「同条第七項」を「同条第八項又は同法附則第二十四条第四項第一号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、「第四十一条第一項若しくは」を削る。

第九条第七号中「引き続いているもの」の下に「昭和十九年四月三十日において旧南洋厅に勤務していた者で、旧南洋厅の電気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い引き続き当該会社に勤務した後職員となつたものの当該会社に勤務していった期間を含む。」を加える。
第十一条第二項第一号中「該当する勤続在職年」の下に「(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百二十九号)附則第十一項の規定の適用を受ける恩給の基礎となるべき在職年を含む。」を、「これらの規定」の下に「又はその例」を加える。

第十五条第一項及び第三項中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第三十三条第一項中「十一万四百十二円」を「十三万五千四百八十六円」に改める。

第四十条を次のように改める。

(恩給に関する法令の改正に係る期間を有する者の特例)

第四十条 恩給に関する法令の改正により新たに恩給が支給され、又は恩給の年額が改定されるこ

ととなつた場合において、更新組合員であつた者はその遺族につき当該恩給に関する法令の改正に係る規定で政令で定めるもの及びこの法律の規定を適用するとしたならば退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金、廢疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、当該恩給に関する法令の改正に係る規定による恩給

て算定した額に改定する。

2 前項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給若しくは一時金たる長期給付の支給を受けた者又はその遺族である場合におけるこれらの年金の額の調整その他の同項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

3 前二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者に準ずるものとして政令で定める者の同項に

規定する年金について準用する。

別表中「四二〇、一一〇円」を「四八七、一一〇円」に、「一八一、一一〇円」を「二二五、二〇〇円」に、「一九三、一一〇円」を「一二四、一一〇円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「昭和四十一年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律」を「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律」に、「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

(施行法の改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次項において「改正後の施行法」という。)第十五条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十五年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。

2 改正後の施行法第三十三条(同法第四十二条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び別表の規定は、昭和四十五年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

(長期在職老齢者の退職年金等の額の最低保障)

第三条 組合員が昭和四十五年十月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、その者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものとの額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金のうち退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

一 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。)の規定による退職年金又は廃疾年金(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次号において「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)十二万円
二 新法の規定による遺族年金(施行法の規定により遺族年金とみなされる年金を含む。)六万円

前項の場合において、同項第二号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で昭和四十五年十月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者が七十歳に達した場合(同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、同項ただし書

及び前項の規定を準用する。

(琉球諸島民政府職員に係る仮定俸給の額の特例)

第四条（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律）（昭和二十八年法律第二百五十六号）第四条の二第一項の規定により新法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を適用して支給する退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、同条第二項の規定によりこれらの年金の額の計算の基礎となる俸給の額を計算することとされているものを受ける者に対する第一項の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合法等からの年金の額の改定に際する法律第三条の三において準用する第一条の三の規定の適用については、同条第一項中「別表第一の四の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の四の仮定俸給の三段階上位の仮定俸給」とする。

理由
国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずることとするほか、琉球政府職員についての退職年金等の基礎俸給の引上げ、国際電気通信株式会社に勤務した期間の組合員期間への通算等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度」を「昭和四十二年度以後」に改める。

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正」を「昭和四十二年度以後」に改める。

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正」を「昭和四十二年度以後」に改める。

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正」を「昭和四十二年度以後」に改める。

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正」を「昭和四十二年度以後」に改める。

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

（昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

- 二 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 六万円
- 3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（前項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。
- 4 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。第二条の前見出しを「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧法による障害年金等の額の改定」に改める。
- 第二条の二に見出しとして「（昭和四十四年度における旧法による障害年金等の額の改定）」を附し、同条の次に次の二条を加える。
- （昭和四十五年度における旧法による障害年金等の額の改定）
- 第一条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の三の仮定俸給（同条第二項又は同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中の「別表第三」にあるのは、「別表第三の四」と読み替えるものとする。
- 2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 障害年金 別表第四の四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額）
- 二 疾職年金 十五万七千円
- 三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額
- 3 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について、前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について、それぞれ準用する。
- 第三条の三の次に次の二条を加える。
- （昭和四十五年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定）
- 第三条の三 昭和四十五年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となるべき俸給年額（同条第二項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる年金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前条第一項の規定により、昭和四十四年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定により、昭和四十四年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定により改定された年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）を十二で除して得た額で別表第一の四の上欄に掲げるものに對応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなす、法の規定を適用して算定した額に改定する。
- 2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。
- （から第三条の二まで）に改める。
- 第五条第一項中「第二条の二」を「第二条の三」に改め、同条第二項中「及び第三条の二」を別表第一の三の次に次の二条を加える。

別表第一の四

別表第一の三の仮定俸給

假定律

三八	四一	四二	四三	四四	四五	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五五	五六	五八	五六	五二	五〇	五五	四一	三九	二九〇	○三〇	一九〇
二六	二七	二九〇	三〇〇	三一〇	三二〇	三三〇	三四〇	三五〇	三六〇	三七〇	三八〇	三九〇	三一〇	三二〇	三三〇	三四〇	三五〇	三六〇	三七〇	三八〇	三九〇	三一〇	三二〇
二六	二七	二九〇	三〇〇	三一〇	三二〇	三三〇	三四〇	三五〇	三六〇	三七〇	三八〇	三九〇	三一〇	三二〇	三三〇	三四〇	三五〇	三六〇	三七〇	三八〇	三九〇	三一〇	三二〇
二六	二七	二九〇	三〇〇	三一〇	三二〇	三三〇	三四〇	三五〇	三六〇	三七〇	三八〇	三九〇	三一〇	三二〇	三三〇	三四〇	三五〇	三六〇	三七〇	三八〇	三九〇	三一〇	三二〇
二六	二七	二九〇	三〇〇	三一〇	三二〇	三三〇	三四〇	三五〇	三六〇	三七〇	三八〇	三九〇	三一〇	三二〇	三三〇	三四〇	三五〇	三六〇	三七〇	三八〇	三九〇	三一〇	三二〇

四一、六四〇
四二、四四〇
四五、九七〇
四五、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七六、八〇〇
七三、四七〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
八七、九三〇
九六、二八〇
九八、六六〇
一〇、一〇〇
一〇、七〇〇
一四、〇六〇
一八、八〇〇
二一、二四〇
二三、五五〇
二五、九八〇
二八、三三〇
三三、〇五〇
三七、七八〇

備考
参考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の三の仮定俸給の額が一一〇、四五〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の三の仮定俸給の額が一二、四五〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の四

別表第一の四の下欄に掲げる仮定俸給	年金額
八三、五七〇円以上のもの	一一一・〇割
七六、八四〇円をこえ八三、五七〇円未満のもの	一一一・八割
七三、四七〇円をこえ七六、八四〇円以下のもの	一一四・五割
七〇、八〇〇円をこえ七三、四七〇円以下のもの	一一四・八割
四九、五三〇円をこえ七〇、八〇〇円以下のもの	一一五・〇割
四七、一八〇円をこえ四九、五三〇円以下のもの	一一五・五割
四一、四四〇円をこえ四七、一八〇円以下のもの	一一六・一割
三四、五〇〇円をこえ四一、四四〇円以下のもの	一一六・九割
三三、一六〇円をこえ三四、五〇〇円以下のもの	一一七・四割
三〇、九三〇円をこえ三三、一六〇円以下のもの	一一七・八割
三〇、〇五〇円をこえ三〇、九三〇円以下のもの	二九・〇割
二九、一三〇円をこえ三〇、〇五〇円以下のもの	二九・三割
二五、五七〇円をこえ二九、一三〇円以下のもの	二九・八割
二二、五八〇円をこえ二五、五七〇円以下のもの	三〇・二割
二一、七六〇円をこえ二二、五八〇円以下のもの	三〇・九割
二一、一八〇円をこえ二一、七六〇円以下のもの	三一・九割
二〇、六八〇円をこえ二一、一八〇円以下のもの	三一・七割
一九、一八〇円をこえ二〇、六八〇円以下のもの	三一・〇割
一九、三八〇円をこえ二〇、一八〇円以下のもの	三一・四割
一八、六一〇円をこえ一九、三八〇円以下のもの	三四・五割
一八、六一〇円以下のもの	三五・一割

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)(昭和三十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正す

附則第五条第一項第一号中「第八項」を「第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、同条第四項第一号を「同法附則第二十四条第四項第一号」に改め、同号へ中「第二十四条の三」第四十二条第一項を「第二十四条の三第一項」に改める。
附則第十二条第一項第三号中「引き続いているもの」の下に「昭和十九年四月三十日において旧南洋庁に勤務していた者で、旧南洋庁の電気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い引き続き当該会社に勤務した後職員となつたものの当該会社に勤務していた期間を含む。」
を加える。

この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

理
七

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定する等の必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

○毛利委員長　政府より順次提案理由の説明を求
る。第一、税改局次官。

御承知のように、清酒製造業界におきまして

別表第四の四

障害の等級	年額
五〇六,000円	

主的な生産数量規制を昨年九月から実施いたしましたとともに、この期間内に清酒製造業の構造改善をはかるため、中小企業近代化促進法に基づく構造改善計画を策定し、企業体質の強化に努力いたしております。

政府といたしましても、このような業界の努力が、同時に酒税の保全に資する面が大きいことを考慮してこれを側面的に援助することとし、この業界が酒造資金の融通の円滑化と清酒製造業の整備合理化のための事業を実施するために必要な法的措置を整備することを目的として、ここに、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、日本酒造組合中央会は、現在行なつてある酒税の保全措置に対する協力、生産数量調整等の事業のほか、清酒製造業者や酒造組合等が金融機関から清酒製造資金を借り入れる際の債務の保証に関する事業並びに清酒製造業を廃止する者に対する給付金の給付及びこれに要する納付金の徴収に関する事業を行なうこととしております。

第二に、これらの事業のうち、債務保証に関する事業につきましては、中央会に酒造組合等から提出された金額と国から交付された金額をもって信用保証基金を設けることとしております。このため、国は、昭和四十五年度予算において七億円を計上し、また、業界は、同額の七億円を提出することとしており、これらを基本財産として債務保証が行なわれることとなっております。

第三に、給付金に関する事業につきましては、中央会は、昭和四十八年十一月三十日までの間に清酒製造業を廃止する者に対して、一定の基準により給付金を給付することとし、このため清酒製造業者に対し、納付金を賦課することができることなつております。また、これに連絡して、一定の要件のもとで、大蔵大臣が納付命令を発する等、清酒製造業者からの納付金の徴収を確実に行なうことができるよう所要の規定を設けております。

す。そのほか、この法律に基づき中央会が行なう事業の経理をその他の事業と区分して行なわせる等、財務及び会計に関する事項を規定することとも考へてこれを側面的に援助することとし、この業界が酒造資金の融通の円滑化と清酒製造業の整備合理化のための事業を実施するために必要な法的措置を整備することを目的として、ここに、この法律案を提出した次第であります。

次に、昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等から年の年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、昭和三十三年改正前の旧国家公務員共済組合法及び現行の国家公務員共済組合法の規定により現に支給されている退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げることとするほか、琉球政府職員についての退職年金等の基礎俸給の引き上げ、国際電気通信株式会社に勤務した期間の組合員期間への通算等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、年金額の引き上げについてであります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、年金額の引き上げについてであります。

第二は、長期在職老齢者の退職年金等の年金額

の特例についてであります。

共済年金の基礎となる実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短所要年数以上である七十歳以上の退職年金受給者、七十歳以上の遺族年金受給者及び七十歳未満の妻、子または孫である遺族年金受給者並びに七十歳以上の廃疾年金受給者に対する年金額につきましては、第一により改定した額が、退職年金及び廃疾年金については十二万円、遺族年金については六万円をもって当該年金額とすることとしたとしております。

第三は、琉球政府職員にかかる退職年金等の基礎俸給の引き上げについてであります。

琉球政府職員を退職したことにより退職年金を受けている者等の年金額の計算の基礎となる仮定期間につきましては、恩給における措置にならない

い、三号俸引き上げることとしたとしております。

第四は、教育職員から文官等に転じたことのある組合員の勤続加給の条件の緩和についてであります。

教育職員が教育事務に従事する文官等に転じ、さらに引き続いて教育職員となった場合には、恩給における措置にならない、前後の教育職員としての在職は勤続するものとみなし、勤続加給を行なうこととしたとしております。

第五は、旧日本医療団職員期間の組合員期間への通算の条件の緩和についてであります。

旧日本医療団の職員であつた者で同医療団の業務の政府への引き継ぎに伴う公務員となつたもの

の組合員期間を計算する場合には、退職年金を受ける最短年金限に達するまでを限度として同医療団職員期間を通算することとしたとしております。

第六は、旧日本電気通信株式会社の社員期間への通算についてであります。

まず、年金額の改定内容であります。公共企

業の旧国際電気通信株式会社への引き継ぎに伴い同社の社員となつたものにつきましては、恩給における措置にならない、その社員期間を組合員期間に通算することとしたとしております。

このほか、増加恩給の額が引き上げられることに監督上必要な措置等を講ずることとしており

ます。このたび、別途本国会に提案された法律案の改定措置に準じまして、所要の改定を行なうこととしたとしております。

なお、昭和四十二年度以後共済年金の額の改定を行なつてまいりました法律の題名を昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律に改めることとした

ております。

以上が清酒製造業の安定に関する特別措置法案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同ください。

○毛利委員長 山村運輸政務次官。

○山村政府委員 ただいま議題となりました昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給

ております。旧日本医療団の職員であつた者で同医療団の業

務の政府への引き継ぎに伴う公務員となつたもの

の組合員期間を計算する場合には、退職年金を受ける最短年金限に達するまでを限度として同医療

団職員期間を通算することとしたとしております。

おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、年金額の改定内容であります。公共企

業の共済組合が支給しております既裁定年金の

額につきましては、昭和四十四年度におきまして年金額算定の基礎となる俸給を、昭和四十年度改定後の額に対し四四・八%増額いたしましたが、さらに今回、その増額率を五七・四七%に改めることとし、昭和四十五年十月分以後、年金額を増額することといたしております。

次に、最低保障額の改正であります。

旧法年金につきましては、退職年金及び廃疾年金の受給者のうち、七十歳以上の者の最低保障額九万六千円を十一万円に、遺族年金の受給者のうち、七十歳以上の者及び七十歳未満の妻、子及び孫の最低保障額四万八千円を六万円に、それぞれ引き上げることといたしております。

以上のほか、今回の恩給法等の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の改正措置を講ずることといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 次に、春日一幸君外二名提出の、金融機関が中小企業者に対して金銭の貸付け等を行なう場合における拘束性預金等の防止に関する法律案を議題といたします。

金融機関が中小企業者に対して金銭の貸付け等を行なう場合における拘束性預金等の防止に関する法律案

(目的) 第一条 この法律は、金融機関が、金銭の貸付け、相互掛金契約に基づく給付又は手形の割引に関連して、中小企業者に金融機関によつて払戻しが拘束される預金等を新たにさせ、又は中

小企業者が金融機関に対してすでに有する預金等に関する請求権を拘束すること等を防止する等による、金融機関の中小企業者に対する取引を公正ならしめるとともに、中小企業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、銀行、相互銀行、信用金庫その他預金又は定期積

金の受入れと金銭の貸付け又は手形の割引とをあわせて行なうことを業とする者をいう。

この法律において「預金等に関する請求権」とは、預金の払戻請求権、定期積金契約若しくは相

互掛金契約に基づく給付金の支払請求権又はこれらの契約に基づく積金若しくは掛金の払込

みを中途でやめた場合における積金若しくは掛

金に係る支払請求権をいう。

第三条 この法律において「相互掛金契約」とは、相

互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第一

二条第一項第一号に規定する業務に係る契約を

いう。

第四条 この法律において「据置貯金」とは、貯蓄銀

行法(大正十年法律第七十四号)第一条第一項

第三号に規定する預金をいう。

第五条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、金融機関以外のものをいう。

第六条 この法律において「金利」とは、金銭の貸付

けの利率、相互掛金契約に基づく給付に係る金

融利廻及び手形の割引率をいう。

(金融機関の遵守事項)

第七条 金融機関は、中小企業者に対してその業

務を行なう場合には、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 金銭の貸付け又は相互掛金契約に基づく給

付(以下「貸付け等」という。)に関連して、当該中小企業者に質権の設定その他の方法に

より当該金融機関によって払戻しが拘束され

る預金を新たにさせ、又は質権の設定その他の方法により当該中小企業者が当該金融機関

に対してすでに有する預金等に関する請求権を拘束すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 貸付け等に際し、当該中小企業者が当該

金融機関に対してすでに有する定期預金若

しくは据置貯金の払戻請求権又はすでに有

する定期積金契約に基づく給付金(積金の

払込みを中途でやめた場合において満期日

に支払われる金銭を含む。以下この号にお

いて同じ。)若しくは相互掛金契約に基づく

給付金(掛金の払込みを中途でやめた場合

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに

政令で定める金額以下の会社並びに常時使用

する従業員の数がその業種ごとに政令で定め

る数以下の会社及び個人であつて、その政令

で定める業種に属する事業を主たる事業とし

て営むもの

四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体

五 特別の法律によつて設立された組合又はそ

の連合会であつて、その直接又は間接の構成

員たる事業者の三分の二以上が第一号から第

三号までの各号の一に該当する者であるもの

(前号に掲げるものを除く。)

この法律において「金利」とは、金銭の貸付

けの利率、相互掛金契約に基づく給付に係る金

融利廻及び手形の割引率をいう。

(金融機関の遵守事項)

第六条 金融機関は、中小企業者に対してその業

務を行なう場合には、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 金銭の貸付け又は相互掛金契約に基づく給

付(以下「貸付け等」という。)に関連して、当該中小企業者に質権の設定その他の方法に

より当該金融機関によって払戻しが拘束され

る預金を新たにさせ、又は質権の設定その他の方法により当該中小企業者が当該金融機関

に対してすでに有する預金等に関する請求権を拘束すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 貸付け等に際し、当該中小企業者が当該

金融機関に対してすでに有する定期預金若

しくは据置貯金の払戻請求権又はすでに有

する定期積金契約に基づく給付金(積金の

払込みを中途でやめた場合において満期日

に支払われる金銭を含む。以下この号にお

いて同じ。)若しくは相互掛金契約に基づく

給付金(掛金の払込みを中途でやめた場合

において満期日に支払われる金銭を含む。

以下この号において同じ。)の支払請求権を、当該定期預金若しくは据置貯金の支払期日又は当該定期積金契約に基づく給付金若しくは相互掛金契約に基づく給付金の支払期日までの間拘束する場合であつて、当該貸付け等に係る金利について当該中小企業者に不利益を与えないようにするとき。

該貸付け等に係る金利について当該中小企

業者に不利益を与えないようにするとき。

において満期日に支払われる金銭を含む。

以下この号において同じ。)の支払請求権を、当該定期預金若しくは据置貯金の支払

期日又は当該定期積金契約に基づく給付金若しくは相互掛金契約に基づく給付金の支

者に不當に不利益を与えないようにするときは、この限りでない。

三 相互掛金契約に基づく給付に関連して、当該中小企業者は定期預金、据置貯金、定期積金契約又は当該相互掛金契約とは別個の相互掛金契約を新たにさせること。

四 金銭の貸付け等に関連して、当該中小企業者は定期積金契約に基づく積金又は相互掛金契約に基づく掛金をその払込期日の到来前に払い込ませること。

五 手形の割引に関連して、当該中小企業者に質権の設定その他の方法により当該金融機関によつて払戻しが拘束される預金を新たにさせ、又は質権の設定その他の方法により当該中小企業者が当該金融機関に対してすでに有する預金等に關する請求権を拘束すること。ただし、手形の割引をするにつき担保を必要とする場合において、適当な担保がなく、又は担保が不十分である場合に、手形の割引から生ずる債権を保全するため正常な商慣習に照らして適正な限度内で当該中小企業者に当該金融機関によつて払戻しが拘束される預金を新たにさせ、又は当該中小企業者が当該金融機関に対しすでに有する預金等に関する請求権を拘束する場合であつて、当該手形の割引に係る金利について当該中小企業者に不当に不利益を与えないようにするときは、この限りでない。

六 手形の割引に関連して、当該中小企業者に定期預金、据置貯金、定期積金契約又は相互掛金契約を新たにさせること。ただし、手形の割引をするにつき担保を必要とする場合において、適当な担保がなく、又は担保が不十分である場合に、手形の割引から生ずる債権を保全するため正常な商慣習を保全するため正常な商慣習に照らして適正な限度内で当該手形の割引に係る金利を定めること。あつて、当該手形の割引に係る金利は定期積金契約若しくは相互掛金契約をさせることであつて、当該手形の割引に係る金利

について当該中小企業者に不當に不利益を与えないようになるとときは、この限りでない。

七 金融機関が前各号に掲げる違反行為をしていると認めるときは、その金融機関に対し、すみやかにその違反行為を排除するために必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

八 公正取引委員会は、前項の規定による勧告をした場合において金融機関がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表するものとする。

九 公正取引の確保に関する法律との關係

十 金融機関は、いかなる名義又は方法をもつて取引の停止その他不利益な取扱いをするこ

とを理由として、当該中小企業者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをするこ

とを理由をしてはならない。

十一 金融機関は、いかなる名義又は方法をもつて（書面の交付）

十二 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合において、前条第一項第一号ただし書、第二号ただし書、第五号ただし書又は第六号ただし書に該当して当該各号に規定する行為をしたときは、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、その行為

十三 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

十四 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

十五 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

十六 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

十七 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

十八 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

十九 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

二十 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

二十一 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

二十二 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

二十三 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

二十四 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

二十五 金融機関は、中企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に係る金利その他の事項を記載した書面を当該中小企業者に交付しなければならない。

二十六 公正取引委員会は、金融機関が第二条に規定する違反行為をしていると認めるときは、

二十七 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

二十八 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

二十九 第三項の規定による主務大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十一 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十二 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十三 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十四 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十五 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十六 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十七 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十八 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

三十九 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

四十 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

四十一 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

四十二 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

四十三 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

四十四 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

四十五 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

四十六 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

四十七 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

四十八 立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

四十九 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

五十 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

五十一 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

五十二 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

五十三 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

五十四 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

五十五 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

五十六 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

五十七 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

五十八 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

五十九 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十一 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十二 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十三 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十四 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十五 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十六 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十七 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十八 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

六十九 第一項から第三項までの規定による立入検査は、政令で定めるところにより、これを都道府県知事に委任することができる。

け等を行なう場合における拘束性預金等の防止に関する法律の施行に関すること。

理由

金融機関が、金銭の貸付け等又は手形の割引に連して、中小企業者に金融機関によって払戻しが拘束される預金等を新たにさせ、又は中小企業者が金融機関に対しすでに有する預金等に関する請求権を拘束すること等を防止することによつて、金融機関の中小企業者に対する取引を公正ならしめるとともに、中小企業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長 提出者より提案理由の説明を求めます。春日一幸君。

○春日議員 私は、ただいま提出いたしました金融機関が中小企業者に対して金銭の貸付け等を行なう場合における拘束性預金等の防止に関する法律案の提出理由を説明いたします。

いわゆる金融機関の歩積み・両建て問題は、古く新しい重要な問題であります。わが国経済、なかんずく、中小企業問題を論ずる場合、金融の占める位置はまことに大きいものがあります。特に、中小企業における自己資本比率が一四%と著しく低い現状においては、金融のあり方が中小企業の死活を握っていると申しても過言ではありません。にもかかわらず、このような重要な任務を帯びる金融機関が、中小企業に対して現在種々の不当な措置を講じていることはすでに周知のところであります。その一つが歩積み・両建て預金の問題であります。

この問題については、私どもは、事あるごとに国会の各委員会において、その不當性を主張するところに、禁止措置をとることを政府に強く要求してきましたのであります。この結果、大蔵省は自ら通達を出し、また、公正取引委員会も拘束預金調査を続けておられることはよく承知しているので

あります。が、その実効はほとんどあがつていません。

と申さざるを得ません。

たとえば、公正取引委員会の最も新しい第十一回調査結果報告を見ますと、狹義の拘束預金率

は一〇・二%でありますが、前回調査と比較してわずか〇・四%とはいえ増加の傾向を示しています。

また、調査にはあらわれない暗黙の拘束預金が横行し、その手口はますます巧妙になつてゐるのであります。

かくのごとく、行政指導による歩積み・両建ての防止は明らかにその限界を示してゐるのであります。

よつて、私は、次のような要旨の禁止立法を制定することが緊急の必要事であると確信いたしました。

以下、法案の内容につき、逐次御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、金融機関が歩積み・両建てなど拘束預金を中小企業に対して行なうことの防止し、取引を公正ならしめるとともに、中小企業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与せんとするものであります。

第二に、金融機関の順守すべき事項として、金銭の貸し付けまたは相互掛け金契約に基づく給付に連して、当該中小企業者に質権の設定、その他の方により当該金融機関によって払い戻しが拘束される預金を新たにさせ、または質権の設定その他の方法により、当該中小企業者が当該金融機関に対してすでに有する預金等に関する請求権を拘束することをしてはならないと規定いたしました。

○毛利委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は、後日に譲ります。
〔速記中止〕

○毛利委員長 速記を始めて。

○毛利委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、その事実がありと認めるときは、公正取引委員会に対して、この法律の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができますようにしておられます。

第三に、中小企業庁長官は、金融機関が前述の事項につき違反行為をしているかどうかを調査し、その事実がありと認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができますようにしておられます。

第八条の五の改正に關する部分を削る。

○毛利委員長 この際、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案が廣瀬秀吉君外六名より提出されております。

第五に、公正取引委員会は、金融機関または中小企業者に対する報告をさせ、また帳簿書類等の検査をすることができるようになります。といたします。

第六に、前述の禁止事項の除外例として六点掲げたのであります。その内容は第三条を御参照いただきたいとして、これら除外例の場合には、書面をもつて当該中小企業者に交付しなければならないと規定するとともに、この規定に違反した場合には、三万円以下の罰金を課することといたします。

以上が本法の要旨であります。詳しく述べ本法を御説明したいと存じます。

何とぞ、拘束預金を一刻も早く絶滅し、中小企業のより一その発展をはかるため、本法案に御賛同あらんことを要望いたしまして、私の提案理由の説明を終わります。

第三条第一項の改正規定中「昭和五十年十二月三十日」を「昭和四十八年十二月三十一日」に改め、「昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十」を削り、同条第二項の改正規定中「昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十日までの間に支払を受けるべきもの」を削る。

第三条の二第一項の改正規定中「昭和五十年十二月三十日」を「昭和四十八年十二月三十一日」に、「昭和五十年分」を「昭和四八年分」に改め、同条第二項の改正規定中「昭和五十年分」を「昭和四八年分」に改める。

第三条の三第一項の改正規定中「昭和五十年十二月三十日」を「昭和四十八年十二月三十一日」に改める。

第四条の改正に關する部分中「昭和五十年十二月三十日」を「昭和四十八年十二月三十一日」に改める。

第八条の二第一項の改正規定中「昭和五十年十二月三十日」を「昭和四十八年十二月三十一日」に改め、「昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十」を削り、同条第二項の改正規定中「昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十日までの間に支払を受けるべきもの」を削る。

第八条の五の改正に關する部分を削る。

第八条の四の改正に關する部分中「第八条の四」を「第八条の五」に、「昭和五

十年十二月三十一日」を「昭和四十八年十二月三十一日」に、「昭和五十年分」を「昭和四十八年分」に、「第八条の五」を「第八条の六」に改める。

第八条の三の改正に関する部分中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和四十六年一月一日から昭和四十八年十二月三十一日まで」に改め、「(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十)」を削り、「第八条の四」を「第八条の五」に改め、「で昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一までの間に支払を受けるべきもの」を削る。

第八条の二の次に一条を加える改正に関する部分中「一条」を「二条」に改め、第八条の三第一項の改正規定中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和四八年十二月三十一日」に、「前条第一項」を「第八条の二第一項」に改め、同条第四項の改正規定中「前条第一項」を「第八条の二第一項」に改め、同条を第八条の四とし、前条の前に次のよう改める。(証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する配当控除の不適用)

第八条の三 個人の昭和四十六年分から昭和四八年分までの各年分の総所得金額のうち証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合は、当該配当所得については、所得税法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

第九条の改正に関する部分中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和四八年十二月三十一日」に、「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改める。

第四十一条の十二の改正に関する部分中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和四八年十二月三十一日」に、「昭和五一年三月三十一日」を「昭和四九年三月三十一日」に改め、「(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に発行されたもの(電信電話債券にあつては、百

分の八。以下この条において同じ。)」を削る。
第四十二条の改正規定中「百分の百五」を「百分の百十」に改める。

○毛利委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。堀君。

○堀委員 ただいま議題となりました修正案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

修正案の案文はお手元にお配りいたしてあります。

そこで、朗読は省略させていただきます。

修正部分は、大きく分けますと、利子・配当課

税等の特例に関する部分と法人税率の特例に関する部分の二つであります。

まず第一に、利子・配当課税等の特例に関する部分であります。政府原案では、これを昭和五十年までの特例として、源泉徴収税率は、当初二

年間は八%、その後三年間は一〇%といったところですが、これを四八年までの特例とするところに、その間の税率は一〇%に改めることとした

今までの特例とともに、その間の税率は二五%に改めることとした

また、利子・配当所得の源泉徴収税率の軽減措置、確定申告を要しない利子・配当所得の特例及び少額国債の利子の非課税措置については、政府原案ではいずれもその適用期限を昭和五十年までといたしておりますが、これを四八年までに改めることといたします。

なお、証券投資信託の収益の分配金についても、利子課税の特例の場合に準じて、所要の修正を行なうことといたします。

さらに、割引債の償還差益に対する分離課税の

特例につきましては、政府原案では、これを昭和五十年までの特例として、源泉徴収税率は、当初二

年間は八%、その後三年間は一〇%といったところですが、これを四八年までの特例とするところに、その間の税率は一〇%に改めることとした

くともこの際、過去の引き下げ幅の取り戻しはかかるべきであると思われるのであります。

したがいまして、本修正案におきましては、税率を三・五%引き上げて三八・五%とすることといたします。

何とぞ、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○毛利委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

以上、本修正案の趣旨及びその内容を御説明申し上げました。

けれども、今日の物価の状態、一般的な消費生活態様の急激な変化というようなことを考えますと、これも、実際的に、いわゆる消費支出、生計費、生活費に課税しないという原則からして低きに失しておる、こう言わなければなりません。

さらに、未成年者の場合、特に独身労働者、こうしたものについての課税最低限は、いろいろな意味においてこれも低きに失して、同世代の大学生諸君と比べても、片方は国費の支出がたんまりある、片方は、日本経済発展、産業発展のために勤労の汗を流している立場にある人たちが仮借なしに課税対象になるというような不公平があるわけでありまして、この点が第二の反対理由であります。

さらに、給与所得控除等の問題につきましても、特に低所得者に有利に働く定額部分の引き上げといふものは据え置かれていたといふところとからいまして、しかも税調答申を上回って、一部与党の圧力を屈服して四百万円まで5%の定率部分を伸ばした、こういうようなことが、部課長減税から今度は部局長減税といふよう、国民からの酷評を浴びるやうえんであります。

さらに、昨年来、総理大臣はじめ大蔵大臣も、妻の税制における優遇措置を講じますと言ひながら、今日、内職、パートタイムなどが二十二万五千円以上稼得するならば配偶者控除を受けられないといふようなことについて何らの手を触れていないといふことは、これは政治的食言であるうと思うわけであります。

次に、法人税の問題であります。

現行法人税率は、ただいま社会党の修正案提案

者が申し上げましたように、本来これは不況対策

として三省の引き下げが四十年、四十一年にわ

たつてとられたわけであります。が、今日不況対策

から完全に脱却して、いまや日本経済は、景気の行き過ぎ、總需要の抑制、物価騰貴、インフレ、

会資本が絶対的に立ちあぐれておる、こういうよ

うなもの克服しなければならないといふよう

な、新しい、発展した時代になつておるわけであります。こういう時代に、法人税本法を修正をし

て、前の税率三八%以上に復すべき改正が当然行

なわれるべきであつたのであります。これが行

なわないで、大企業、大資本、財界の強訴に屈服

して、一・七五というような、まことに情けない

税率引き上げになつた。まことに勇断のない措置

であるといわなければならぬわけであります。若

干、同族法人等について改善が見られるにして

にはまいりません。このことのゆえに法人税改正に賛成するわけ

にはまいりません。

租税特別措置につきましては、この租税特別措

置が課税公平の原則を踏みにじつてゐることは、

もはやだれ人も疑わないとところであり、しかも政

策効果をねらう減税だといふながら、政策効果を

証明されないままにおいて、今日まで長期間賄得

権化し、慢性化してきておるわけであります。こ

としだけでも、地方税を合わせまして五千百二十

二億という巨額に達するわけであります。これは

一種の隠れた補助金であることに間違ひあります。

こういうようなものについて大なたをふるうべ

きが、税の立場からいへて当然であります。が、今

日利子・配当の優遇特例の問題につきましては、

こういう問題点を私は指摘をいたしまして、政

府はこれらの問題点に率直に活眼を開き、税は担

否認額はわずかに、七千七百億からの交際費支

出に対する六千六百億、否認率二一・一%といふよ

うな状態でござります。

交際費課税の問題等につきましては、損金算入

否認額はわざかに、七千七百億からの交際費支

出に対する六千六百億、否認率二一・一%といふよ

うな状態でござります。

こういう問題点を私は指摘をいたしまして、政

府はこれらの問題点に率直に活眼を開き、税は担

否認額はわずかに、七千七百億からの交際費支

出に対する六千六百億、否認率二一・一%といふよ

うな状態でござります。

統合整理が行なわれたとはいものの、利子・配当軽課措置、交際費に対する特例などが依然として温存されているのです。しかも、政府は今回、引き当て金、準備金、特別償却等の新設及び拡充を通して、国民に不可視的な分野で免税措置を整備拡充しようとしていることは、とうてい納得できることではありません。

以上の理由によりまして、わが党はこれら三法案に対して反対するものであります。

なお、社会党より提出された修正案には賛成するものであります。(拍手)

○毛利委員長 竹本孫一君

○竹本委員 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となりました三法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、前者に対しては反対の、後者に対しては賛成の意向を表明するものであります。

四十五年度の税制改正に盛られた所得税の減税規模は、初年度約二千四百六十億円、平年度約三千五億円で、政府・与党は、これをわが国史上最高の減税であると言つておりますけれども、八兆円近い予算規模で一兆三千億円をこえる自然増収がありながらこの程度の減税では、史上最高を誇るに足る実質的大幅減税であるとは申せません。しかも、当委員会における政府側の説明によれば、このうち約五百三十億円は物価調整減税に匹敵しておりますので、実質減税は初年度において二千億円程度であります。自然増収の六分の一という勘定になります。しかもこの数字は、四十五年度における消費者物価の上昇率を四・八%と見込んだ場合の数字であります。物価上昇率がこの程度でおさまらないことはいまや明白であります。同じく政府側の説明によれば、上昇率を六%と見込んだ場合に必要な調整額は七百二十億円とされておりますので、その場合には実質減税規模は僅々千七百億円程度となるのであります。

また、今回の所得税改正の結果、夫婦子供三人のサラリーマン世帯の課税最低限は約百三万円と

なり、年収百万円までは所得税をかけないといふことになるのです。しかし、政府は、引き当て金、準備金、特別償却等の新設及び拡充を通して、国民に不可視的な分野で免税措置を整備拡充しようとしていることは、とうてい納得できることはあります。以上の理由によりまして、わが党はこれら三法案に対して反対するものであります。

○毛利委員長 竹本孫一君

ただいま議題となりました三法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、前者に対しては反対の、後者に対しては賛成の意向を表明するものであります。

四十五年度の税制改正に盛られた所得税の減税規模は、初年度約二千四百六十億円、平年度約三千五億円で、政府・与党は、これをわが国史上最高の減税であると言つておりますけれども、八兆円近い予算規模で一兆三千億円をこえる自然増収がありながらこの程度の減税では、史上最高を誇るに足る実質的大幅減税であるとは申せません。しかも、当委員会における政府側の説明によれば、このうち約五百三十億円は物価調整減税に匹敵しておりますので、実質減税は初年度において二千億円程度であります。自然増収の六分の一という勘定になります。しかもこの数字は、四十五年度における消費者物価の上昇率を四・八%と見込んだ場合の数字であります。物価上昇率がこの程度でおさまらないことはいまや明白であります。同じく政府側の説明によれば、上昇率を六%と見込んだ場合に必要な調整額は七百二十億円とされておりますので、その場合には実質減税規模は僅々千七百億円程度となるのであります。

また、今回の所得税改正の結果、夫婦子供三人のサラリーマン世帯の課税最低限は約百三万円と

なり、年収百万円までは所得税をかけないといふことになるのです。しかし、政府は、引き当て金、準備金、特別償却等の新設及び拡充を通して、国民に不可視的な分野で免税措置を整備拡充しようとしていることは、とういてい納得できることはあります。

○毛利委員長 竹本孫一君

ただいま議題となりました三法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、前者に対しては反対の、後者に対しては賛成の意向を表明するものであります。

四十五年度の税制改正に盛られた所得税の減税規模は、初年度約二千四百六十億円、平年度約三千五億円で、政府・与党は、これをわが国史上最高の減税であると言つておりますけれども、八兆円近い予算規模で一兆三千億円をこえる自然増収がありながらこの程度の減税では、史上最高を誇るに足る実質的大幅減税であるとは申せません。しかも、当委員会における政府側の説明によれば、このうち約五百三十億円は物価調整減税に匹敵しておりますので、実質減税は初年度において二千億円程度であります。自然増収の六分の一という勘定になります。しかもこの数字は、四十五年度における消費者物価の上昇率を四・八%と見込んだ場合の数字であります。物価上昇率がこの程度でおさまらないことはいまや明白であります。同じく政府側の説明によれば、上昇率を六%と見込んだ場合に必要な調整額は七百二十億円とされておりますので、その場合には実質減税規模は僅々千七百億円程度となるのであります。

また、今回の所得税改正の結果、夫婦子供三人のサラリーマン世帯の課税最低限は約百三万円と

なり、年収百万円までは所得税をかけないといふことになるのです。しかし、政府は、引き当て金、準備金、特別償却等の新設及び拡充を通して、国民に不可視的な分野で免税措置を整備拡充しようとしていることは、とういてい納得できることはあります。

○毛利委員長 竹本孫一君

ただいま議題となりました三法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、前者に対しては反対の、後者に対しては賛成の意向を表明するものであります。

四十五年度の税制改正に盛られた所得税の減税規模は、初年度約二千四百六十億円、平年度約三千五億円で、政府・与党は、これをわが国史上最高の減税であると言つておりますけれども、八兆円近い予算規模で一兆三千億円をこえる自然増収がありながらこの程度の減税では、史上最高を誇るに足る実質的大幅減税であるとは申せません。しかも、当委員会における政府側の説明によれば、このうち約五百三十億円は物価調整減税に匹敵しておりますので、実質減税は初年度において二千億円程度であります。自然増収の六分の一という勘定になります。しかもこの数字は、四十五年度における消費者物価の上昇率を四・八%と見込んだ場合の数字であります。物価上昇率がこの程度でおさまらないことはいまや明白であります。同じく政府側の説明によれば、上昇率を六%と見込んだ場合に必要な調整額は七百二十億円とされておりますので、その場合には実質減税規模は僅々千七百億円程度となるのであります。

また、今回の所得税改正の結果、夫婦子供三人のサラリーマン世帯の課税最低限は約百三万円と

なり、年収百万円までは所得税をかけないといふことになるのです。しかし、政府は、引き当て金、準備金、特別償却等の新設及び拡充を通して、国民に不可視的な分野で免税措置を整備拡充しようとしていることは、とういてい納得できることはあります。

以上をもって私の討論を終わります。

○毛利委員長 小林政子君。

私は、日本共産党を代表して、所得税法の一部を改正する法律案に対し、反対をいたします。

以下、順次反対の理由を申し述べます。

所得税法の改正法案は、所得税負担の軽減をはかるため、所得税の減税を行なうものとされておりま

りますが、その内容は、自然増収という名の大増税をはかることであり、しかもそれは部課長減税、高額所得者と大資本家への減税であるといふことについてであります。

その第一は、所得税減税額は初年度二千四百六十億円であります。これは国税の自然増収一兆三千七百七十億円の一八%、所得税の自然増収六千五百億円の三八%にすぎないもので、しかもその内容は、高額所得者、部課長減税であつて、中小企業、一般サラリーマンにとっては、物価上昇、名目所得増加による税負担増を考えると、実質的な家計への税負担は軽減されないものといわなければなりません。具体的な減税額は、独身者の場合、年収五十万円の給与所得者の減税額はわずか年間千円にすぎないものであり、政府の所得税減税、サラリーマン減税は上に厚く下に薄いものであります。

第二の問題は、課税最低限がきわめて低いといふ点であります。委員会の審議過程で明らかなどく、生活費に食い込む重税であることは明らかであります。わが党は、労働者が普通の生活ができるよう、最低限度必要な生活費に税金をかけないといふ立場からも、人的控除に重点を置き、課税最低限を独身者六十万円、四人世帯百三十万円、五人世帯百五十万円にする必要であると考えます。

次に、給与所得控除についてであります。政府は、この三年来サラリーマン減税を一枚看板にしてきましたが、給与所得控除の定額十万円は、この三年来物価が高騰しているにもかかわらず据え

置きのままとされ、定率控除の対象金額は二カ年に三百万円も引き上げられたのであります。そして、給与所得のうち約八〇%を占める収入九十万円までの給与所得者の控除は一円も上げずに、わずか一、二%にすぎない年収三百万円から四百万円の部課長クラス、高額所得者を減税の対象にしたものであります。これではサラリーマン減税ではなく、二〇%の重役減税であると断ぜざるを得ません。

わが党は、低額所得者の負担軽減を人の控除の引き上げを基本としながらも、給与所得の控除の定額を引き上げるべきだということを主張するものがござります。

以上、今回の所得税法の改正案は、高額所得者のための減税であつて、中堅以下の層に重くのしかかる負担増を調整するといふもので、実質上の減税というものではないのであります。わが党は、勤労者の大幅減税を行なうこと強く要求いたします。

次に、法人税法並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案についてであります。

法人税や利子・配当課税ではわずかな手直しを

しているにすぎず、法人税では六百十億円、利子・配当課税三十億にすぎません。また企業体質の強化、基礎資源の開発、情報化の促進などを理由に、租税特別措置を広げ、大企業、大資本の利益をはかつていています。税制の不公平は解消されないどころか、かえって拡大され、勤労者には依然として重税が強められているといわなければなりません。法人税率の引き上げは本則をそのままにとおり可決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○毛利委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○毛利委員長 起立多數。よつて、本修正案は否決されました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○毛利委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○毛利委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上、反対の理由を明らかにして、改正法案三法について反対をするものでございます。

最後に、社会党の修正案につきまして、法人税率の問題についても、本則をそのままにして一定の税率をかけるという方式をおとりになっております。

ますが、このようなやり方に対しても賛成することができないのでございます。むしろ本則を直ちに直すべきであるという考え方を私どもは主張いたしております。

以上をもって討論を終わります。

○毛利委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより順次採決いたします。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○毛利委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○毛利委員長 起立多數。よつて、本修正案は否決されました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○毛利委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○毛利委員長 起立多數。よつて、本案は原案の

○毛利委員長 この際、所得税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して藤井勝志君外四名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。高橋清一郎君。

案文はそれぞれ印刷してお手元に配付いたしてありますので、朗説は省略させていただきます。

一、まず附帯決議の第一項は、今後とも引き続

き所得税負担の軽減をはかるべきであるとの趣旨に発するものであります。

本日議題とされております税法関係改正法案のうちに御説明申し上げます。

案文はそれぞれ印刷してお手元に配付いたしてありますので、朗説は省略させていただきます。

一、まず附帯決議の第一項は、今後とも引き続

き所得税負担の軽減をはかるべきであるとの趣旨に発するものであります。

本日議題とされております税法関係改正法案のうちに御説明申し上げます。

一、まず附帯決議の第一項は、今後とも引き続

き所得税負担の軽減をはかるべきであるとの趣旨に発するものであります。

勤労性所得と事業性所得について明確な取り扱いをしてはどうかといふような各種の論議が展開されました。

今後においても、所得、物価水準の推移等に即応して、所得税の負担の軽減合理化、特に給与所得者のその他所得の確定申告不要限度の引き上げ等に努力すべきであるとするのが第一項の趣旨であります。

二、第二に租税特別措置につきましては、特定の政策目的を達成する手段として重要な役割りを果たすものとされておりますが、同時に税負担の公平をそこなうといふ問題も否定できません。したがつて、常にその既得権化ないしは慢性化を排除し、政策効果いかんなどについて適切な見直しを行なつて、その整備合理化に努力することを政府に要請するのが第二項の趣旨であります。

三、最後に第三項について申し上げます。国民にとって、国税も地方税も同じ税金であります。したがつて、国税、地方税を通じた税負担の軽減合理化は国民のひとしく望むところであります。また、国税、地方税を通じて納税手続と徵税機構が簡素化されることは、納税者にとって便宜、簡明な制度となり、徵税コストも最小となるという点できわめて望ましいことであると考えられます。

地方自治の問題、国と地方間の行財政の配分などの基本的な検討の一環として、政府が納税者の立場を尊重するといふ基本的姿勢で、この問題に真剣に取り組んで検討を行なうことを強く希望するものであります。

以上が附帯決議案の提案の趣旨であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(案)

一、政府は、今後においても、所得、物価水準の推移等に即応して、所得税の負担の軽減合理化

(給与所得者のその他の所得の確定申告不要限度の引上げ等)に努力すべきである。

一、政府は、今後とも租税特別措置のあり方につき、総合的な観点から検討を行なうべきである。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府の所信を求めます。福

田大蔵大臣。

○福田國務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、今後とも税負担の適正化に努力いたしますと存じます。

○毛利委員長 次に、おはかりいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕